

「成長戦略に基づく2014年度税制改正に関する提言」を公表

政府は、成長戦略に基づく投資減税措置の検討を、通常の翌年度税制改正と切り離して前倒しで進めている。それをふまえ、関経連では、民間投資拡大に資する税制措置を緊急に取り組むべき重点要望とし、さらに、2014年度および中期的な税制改正要望を盛り込んだ「成長戦略に基づく2014年度税制改正に関する提言」を経済財政委員会(委員長:小椋昭夫・バンドー化学会長)を中心に取りまとめ、8月9日に発表・建議を行った。

基本的な考え方

経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。国民の豊かな暮らしの実現に向けて、企業が成長のエンジンとなる気概を持って、国内における投資や雇用・所得の拡大に積極的に取り組んでいかなければならない。

また、企業の国内投資の拡大は、生産性の向上や新事業の展開につながるため、付加価値が増大し、雇用や賃金・所得の増加につながるという好循環を実現する。成長戦略に基づく民間投資拡大のための税制措置を速やかに決定し、今年度内から実行に移していく必要がある。さらに、企業の長期的な成長基盤を強化するため、諸外国と比べて

高い法人実効税率を引き下げるロードマップの具体化についての議論を早期に開始すべきである(図)。

一方、わが国の財政は、公的債務残高が国内総生産(GDP)の2倍を超え、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中でも突出して高い危機的状況にある。持続可能な社会保障制度・財政の実現のためにも、国民と企業の双方が広く公平に税を負担する必要がある。間接税である消費税の比重を高める直間比率の是正に取り組む必要がある(表)。

提言概要

■成長戦略に基づく民間投資拡大に資する税制措置<重点要望>

厳しい財政状況の中で減税を行う以上、それが民間投資拡大に効果

的なものになるよう、製造業、非製造業問わず、使い勝手のよい税制措置を講じるべきである。具体的には、以下の4つの対応が必要である。

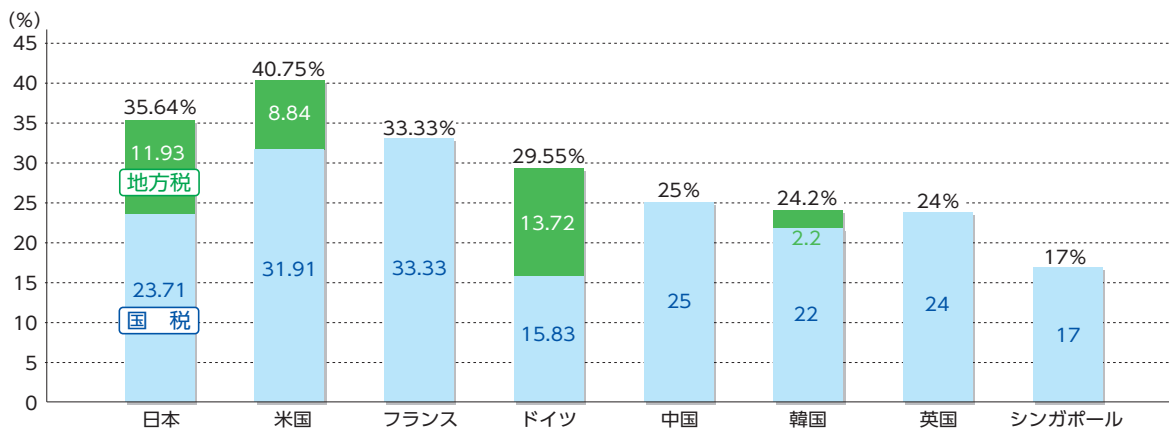
1. 民間投資拡大に資する税制措置

①生産設備や工場等を更新する場合、②企業の国内における本社機能やデータセンター等のバックアップ投資、生産拠点の分散化をはかる場合、③企業が防災対策を目的とした事業所等の耐震改修や建替え、防災対策資産の取得を行った場合の3点については、特別償却、または税額控除を認めるべきである。

また、償却資産に係る固定資産税については、廃止する、もしくは段階的に縮減をはかるべきである。少なくとも、成長戦略に基づく投資減税措置を受けた資産については、その償却資産に係る固定資産税を

〈図 法人実効税率の国際比較〉

(2013年1月現在)



出所: 財務省ホームページ内資料より作成

免除すべきである。

2. 研究開発税制の恒久化と拡充

わが国の研究開発投資総額の約7割を占める民間の研究開発によるイノベーション創出とその強化のためにも、研究開発税制の恒久化をはかるべきである。あわせて、繰越税額控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の廃止をするのが適当である。

3. 企業のベンチャー投資を支援する税制の整備

ベンチャー投資支援税制については、ベンチャー企業に対するリスクマネーの供給拡大のためにも、企業による投資額の損金算入等を認める税制措置を講じるべきである。

4. 企業の事業再編を後押しする税制の整備

事業再編等を促進する企業を支援するため、日本版LLC(合同会社)を活用した事業展開については、LLCの新規事業開始時の損失を、持分に応じて出資会社の利益と通算できるようにすべきである。

■2014年度税制改正要望

1. 法人税制(国税)

連結納税制度については、100%子会社という連結納税の要件を緩めるべきである。また、二重課税排除の観点から、受取配当金は全額益金不算入とするべきである。このほか、欠損金の繰り戻し還付の全企業への適用、PFI(Private Finance Initiative)事業に係る課税の特例として、大規模修繕の積立金制度創設、地球温暖化対策のための税の見直しを実施すべきである。

2. 国際税制(国税)

国際的な二重課税を排除する観点から、租税条約の締結および改正を

推進し、租税条約に相互協議の根拠となる仲裁規定を導入すべきである。また、移転価格税制、外国税額控除制度、タックス・ヘイブン対策税制の見直しをはかるべきである。

3. 地方税制

固定資産税や都市計画税との二重課税となっている事業所税や常態化している地方法人二税(法人住民税・法人事業税)の超過課税については、廃止すべきである。このほか、地方法人課税の申告・納付の手続きの簡素化、本社所在地での一括申告・納付化などを可能にするべきである。

■中期的な税制改正要望

1. 法人実効税率の引下げの道筋の明確化

(1)わが国企業の国際的な競争条件のイコールフットイングを確保し、国内での事業や雇用の維持・拡大を進める上で、法人実効税率については、主要な競争相手となるアジア主要国並みの水準(20%)まで段階的に引き下げていくことが求められる。この実現にあたっては、直接税の比重が高い税収の直間比率の是正という観点も含めて、国と地方を通じた税制の抜本改革が必要である。

したがって、このロードマップを具体化する議論の開始を2014年

度税制改正大綱において決定し、2015年度までに成案を得るようにすべきである。

(2)地方法人課税は、税収が不安定で、かつ偏在性が著しく、地方税の基幹的な税目とするのは適当ではない。国と地方を通じた税制抜本改革を行うなかで、税目の整理・統合・廃止など、そのあり方を抜本的に見直し、段階的な負担軽減へとつなげていく必要がある。

2. 持続可能な社会保障制度・財政のための消費税率のさらなる引上げ

(1)わが国財政の信認の維持と社会保障の安定財源確保の観点から、まずは消費税率を10%まで引き上げるべきである。さらに、国際公約である財政健全化目標の達成のため、成長戦略の推進とあわせて、2020年度までに消費税率を少なくとも15%まで引き上げるべきである。

(2)消費税率引上げに伴う低所得者層への配慮として、マイナンバー制度の充実により、給付付き税額控除制度を導入すべきである。また、消費税率を15%超に引き上げる場合には、軽減税率導入を検討すべきと考える。

(経済調査部 合志優)

*提言全文は関連ホームページを参照。

〈表 税の直間比率における国際比較〉

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
国 税	56:44	93:7	56:44	43:57	51:49
地方税	78:22	58:42	100:0	94:6	62:38
国税+地方税	66:34	76:24	59:41	50:50	53:47

日本は2010年度の実績額。諸外国は2010年の計数
出所：財務省ホームページ内資料より作成